

船舶事故調査（貨物船 CHANG SHUN I 乗揚）について  
（経過報告）

令和3年8月26日  
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年9月12日、長崎県対馬市三ツ島において発生した船舶事故（貨物船 CHANG SHUN I 乗揚）について、令和2年9月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

## 1. 船舶事故の概要

貨物船CHANG SHUN I（以下「本船」という。）は、船長ほか13人が乗り組み、対馬海峡西水道において、機関を停止して漂泊中、機関を始動できず、風浪により圧流されて令和2年9月12日02時40分ごろ長崎県対馬市三ツ島北側の浅所に乗り揚げ、船員1人が軽傷を負った。

## 2. 調査の概要

令和2年9月13日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに現場調査、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報を収集した。

## 3. 判明している主な事実情報

### （1） 事故の経過

本船は、船長ほか13人が乗り組み、令和2年9月1日、台風9号及び10号回避のため黄海へ向け、釜山港を出港した。本船は、台風通過後、対馬海峡西水道において、機関を停止して漂泊中、機関を始動できず、風浪により圧流されて12日02時40分ごろ長崎県対

馬市三ツ島北側の浅所に乗り揚げた。乗組員は、03時ごろ三ツ島に上陸し、11時40分ごろ海上保安庁のヘリコプターにより救助された。船体は、14日10時ごろ沈没した。

(2) 死傷者

軽傷1人

(3) 船舶の損傷等

沈没（全損）

(4) 気象・海象

事故現場の南約0.1kmに位置する三島灯台における観測値は、次のとおりであった。

12日01時25分 風向 北北東、風速 15.0m/s、波高 2.4m

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報を基に、更なる事実確認や分析のほか、最終報告書案の関係機関への意見照会等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、本船舶事故の原因等調査を進める。